

在外教育施設派遣教員選考実施要項

文部省教育助成局長裁定	
制定昭和59年	7月17日
改正昭和63年	4月25日
改正平成2年	5月14日
改正平成3年	4月11日
改正平成4年	4月21日
改正平成7年	4月19日
改正平成8年	4月10日
改正平成11年	4月23日
改正平成12年	2月18日
改正平成13年	1月6日
改正平成20年	4月25日
改正平成23年	3月31日
改正平成24年	3月27日
改正平成26年	4月1日
改正平成27年	3月12日
改正平成28年	2月26日
改正平成30年	3月19日
改正平成30年	10月16日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(3)の一に該当し、かつ(4)から(7)までの各条件を満たしている者でなければならない。

(1) 校長として派遣される者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者

イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者

ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省総合教育政策局長が適当と認める者

(2) 教頭として派遣される者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教頭又は副校長として勤務し、小学校又は中学校の教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀な者

イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭として15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(3) 教諭として派遣される者にあつては、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭として勤務し、小学校又は中学校の教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭経験、若しくは助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を3年以上有する者

イ 現に教育委員会等で指導主事として勤務し、勤務成績が優秀であり、義務教育諸学校の教諭として

状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。

- ② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- ③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

8 その他

- (1) 文部科学省は、派遣教員候補登録者等又は派遣教員（以下「派遣教員及び登録者等」という。）を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記5、6及び7に定める手続きすべてによることなく、総合教育政策局長が派遣教員及び登録者等として適当と認める者を派遣教員及び登録者等として決定することができるものとする。なお、この場合にあっても、派遣教員及び登録者等を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。
- (2) 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、派遣教員として適当と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6及び7の定めによる派遣教員及び登録者等の決定を取り消すことができるものとする。なお、この場合にあっても、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。